

| 航空自衛隊仕様書 | | |
|----------------|--------------------------|-------------------------------|
| 仕様書の 種類 | 内容による分類 | 装備品等仕様書 |
| | 性質による分類 | 個別仕様書 |
| 物品番号 | | 仕様書番号 |
| 品名 又は 件名 | トラック4～5t4×2トラクタ ----- | CPS-V23029-13 |
| | | 長官承認 昭和62年 8月31日 |
| | | 作成 昭和62年 8月31日 |
| | | 改正 平成22年 7月23日 令和 2年 3月18日 |
| | | |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において、セミトレーラ6t有蓋車、セミトレーラ10t等（以下、“セミトレーラ”という。）をけん引するために使用するトラック4～5t4×2トラクタ（以下、“車両”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、次によるほか、C&LPS-V00008の1.2及びC&LPS-Y00007の1.2による。

1.3 種類

種類は、表1のとおりとし、調達する品目については、調達要領指定書により指定する。

表1－種類

| 種類 | 用途 | 物品番号 |
|-----|------------|-----------------|
| I型 | 6t有蓋車用 | 2320-423-6386-5 |
| II型 | セミトレーラ10t用 | 2320-427-2941-5 |

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び用途による。

例 トラック4～5t4×2トラクタ（6t有蓋車用）

| | |
|-----|--------------------|
| 品 名 | トラック 4～5 t 4×2トラクタ |
|-----|--------------------|

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、c)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

| | |
|-----------------------|--|
| J I S D 6 6 0 2 | セミトレーラ用第五輪カップリングピンの形状及び寸法 |
| J I S D 6 6 0 3 | 自動車—セミトレーラトラクタとセミトレーラの連結— 互換性 |
| J I S D 6 6 0 4 | トラックトラクタ及びトレーラのブレーキカップリング 及び電線カップリングの取付方式 |
| J I S D 6 6 0 5 | 自動車部品—トラックトラクタ及びトレーラのエアブ レーキ用ホースカップリング |
| J I S D 6 6 0 6 | トラックトラクタ及びトレーラ用7極電線カップリング |
| N D S Z 8 2 0 1 | 標準色 |
| J A S O D 6 1 3 - 9 0 | 連結車のブレーキアンチロック装置用電気コネクタ |

b) 仕様書

| | |
|-------------------------|-------------|
| D S P D 6 0 2 2 | 1 t トレーラ |
| C & L P S - V 0 0 0 0 8 | 車両等共通仕様書 |
| C & L P S - Y 0 0 0 0 7 | 調達品等一般共通仕様書 |

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

消防法（昭和23年法律第186号）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）

自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）（防経艦第6002号27.
4.24）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の2.1 によるほか、次による。

a) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令に適合するものとする。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する燃費基準値の適用の有無は、調達要領指定書により指定する。

b) セミトレーラのけん引に支障のないものにするほか、セミトレーラとの着脱が、確実にできるものとする。

| | |
|-----|--------------------|
| 品 名 | トラック 4～5 t 4×2トラクタ |
|-----|--------------------|

2.2 構成

構成は、次による。

- a) シャシ
- b) 操縦室
- c) 灯火類
- d) セミトレーラ連結器
- e) 附属装置等
- f) その他

2.3 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C&LPS-V00008の2.2による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、次によるほか、規定のない事項については、製造会社仕様とし、細部は、承認図面による。

2.4.1 構造・形状

構造及び形状は、市販の4×2トラクタとするほか、次による。

- a) シャシ シャシは、次による。
 - 1) 機関は、4サイクル水冷ディーゼルエンジンとし、表2による。

表2－機関

| 項目 | 諸元 | |
|-----------|-------|--------|
| | I型 | II型 |
| 定格出力 kw | 125以上 | 200以上 |
| 最大トルク N・m | 450以上 | 940以上 |
| 総排気量 L | 5.0以上 | 10.8以上 |

- 2) フレームは、製造会社仕様とし、前端にけん引用フックを取り付けるものとする。ただし、フレーム後端に、DSP D 6022（1tトレーラ）のけん引ができる構造のピントルフックを取り付ける場合には、調達要領指定書で指定する。
- b) 操縦室 操縦室は、次による。
 - 1) 操縦室は、鋼製の箱形とする。
 - 2) 乗車定員は、2名以上とする。ただし、教習用として使用する場合は3名とし、調達要領指定書で指定する。
 - 3) 計器類は、運転席の見やすい位置に設けるものとするほか、運行記録計〔電気式1日計用（120km/h）〕を取り付けるものとする。
 - 4) エアコン（製造会社仕様）を取り付けるものとする。

| | |
|-----|--------------------|
| 品 名 | トラック 4～5 t 4×2トラクタ |
|-----|--------------------|

- 5) 粉末消火器 ABC・1.8kg・自動車用の取付金具を操縦室内の乗降車の妨げにならない場所に1EA取り付けるものとする。
- 6) AM/FMラジオ（製造会社仕様）を取り付けるものとする。
- 7) 助手席に、次のものを取り付ける場合は、調達要領指定書で指定する。
 - 7.1) 教官用補助ブレーキ
 - 7.2) 教官用ルームミラー
 - 7.3) 教官用サイドミラー（取付位置は、死角を考慮したもの。）
 - 7.4) 教官用スピードメーター
 - 7.5) 教官確認用ブレーキライトランプ
 - 7.6) 教官確認用方向指示器ランプ
 - 7.7) 教官確認用バックギヤランプ
 - 7.8) 教官確認用サイドブレーキランプ
- c) 灯火類 灯火類は、自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）の規定によるほか、操縦室後方に作業灯を1EA設けるものとする。
- d) セミトレーラ用の連結器 セミトレーラ用の連結器は、JIS D 6602を受けられるJIS D 6603を後軸上付近に取り付けられ、セミトレーラが傾いても悪影響を及ぼさないよう前後に傾斜できる構造とし、接続及び切り離しの操作が簡単でかつ危険予防の考慮された、つめ解放防止装置付とする。
- e) 附属装置等 附属装置等は、次による。
 - 1) 操縦室後方にプラットホームを設け、セミトレーラの結合作業を容易にするものとする。
 - 2) 操縦室後方にJIS D 6606の7TP-1に示す7極電線カップリング、JIS D 6605の重ね式に示すエアブレーキカップリング及びJASO D 613-90の7AP-1に示すブレーキアンチロック装置用電気コネクタを設けるものとし、取り付けは、JIS D 6604による。
 - 3) 工具収納箱及びタイヤチェーン収納箱を取り付けるものとする。
 - 4) 車体の前後に“仮免許練習中”及び“検定中”の表示板（縦170mm×横300mm）が地上400mm以上1200mm以下の場所に取り付けられる装置を有するものとする。ただし、装置を取り付ける場合は、調達要領指定書で指定する。
- f) その他 寒冷地仕様（製造会社仕様）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

2.4.2 寸法

寸法は、表3による。

| | |
|-----|--------------------|
| 品 名 | トラック 4～5 t 4×2トラクタ |
|-----|--------------------|

表 3－寸法

単位 mm

| 項目 | | 諸元 | |
|-----------------------|----------|-----------------|-----------------|
| | | I 型 | II 型 |
| 全長 | | 最大 5 5 1 0 | 最大 5 7 0 0 |
| 全幅 | | 最大 2 5 0 0 | |
| 全高 | | 最大 2 7 0 0 | 最大 3 3 0 0 |
| 連結装置 | 第 5 輪地上高 | 1 0 9 0～1 1 4 0 | 1 2 4 0～1 2 9 0 |
| | 前回り半径 | 最大 2 1 0 0 | 1 6 0 0～2 1 0 0 |
| | 後回り半径 | 最大 1 4 3 0 | 最大 1 6 0 0 |
| 注記 寸法には、ピントルフックは含まない。 | | | |

2.4.3 質量・荷重

質量及び荷重は、表 4 による。

表 4－質量・荷重

単位 kg

| 項目 | 諸元 | |
|---------|-----------------|-----------------|
| | I 型 | II 型 |
| 車両質量 | 最大 3 9 0 0 | 最大 7 4 0 0 |
| 第 5 輪荷重 | 5 5 0 0～6 1 5 0 | 8 5 0 0～9 0 0 0 |
| 車両総質量 | 最大 1 0 2 0 0 | 最大 1 7 0 0 0 |

2.5 外観

外観は、次による。

- a) きず，割れ，まくれ，その他の有害な欠陥がないものとする。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがないものとする。
- c) 塗装は，C&LPS-V00008の2.3 によるほか，車体外部は，製造会社仕様塗料を使用し，NDS Z 8201の色番号2314 OD色により塗装するものとし，細部は承認図面及び色見本による。

なお，車体下部は，製造会社仕様の黒色で塗装するものとする。

2.6 性能

性能は，次による。

- a) 最高速度 80 km/h 以上
- b) 最小回転半径 5.8 m 以下

| | |
|-----|--------------------|
| 品 名 | トラック 4～5 t 4×2トラクタ |
|-----|--------------------|

2.7 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4によるほか、細部は、承認図面による。
 なお、自動車番号標は、C&LPS-V00008の2.4.4の表2の車両法適用除外指定の車両の規格とする。

3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

5. その他の指示

5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2による。
- c) 車両法適用除外指定申出書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.3による。
- d) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。
- e) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。

5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。

5.3 附属品・予備品

附属品及び予備品は、次によるほか、C&LPS-V00008の5.6による。

- a) 附属品 附属品は、次による。
 - 1) 非常信号灯(道路運送車両法の保安基準適合品、乾電池式、懐中電灯兼用式) 1EA
 - 2) 粉末消火器 ABC・1.8kg・自動車用(消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格の適合品、リサイクルシール付) 1EA
 - 3) 予備タイヤ(ホイール付) 1本
- b) 予備品 スタッドレスタイヤ(1両分)の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

5.4 承認用図面・色見本

承認用図面及び色見本は、次による。

- a) 承認用図面 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けるものとする。
 - 1) 外形図
 - 2) 塗装配置図
 - 3) 航空自衛隊標識図
 - 4) 銘板図
 - 5) その他必要な図面

| | |
|-----|--------------------|
| 品 名 | トラック 4～5 t 4×2トラクタ |
|-----|--------------------|

- b) **色見本** 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、色見本を作成の上、提出し、承認を受けるものとする。
なお、見本の細部については、C&LPS-V00008の2.3.4によるものとし、承認を受ける色は、車体外部の塗料の色とする。
- 5.5 **装備品等不具合報告（UR）対策**
装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。
- 5.6 **技術変更提案（ECP）**
技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。